

大垣市雨水管理総合計画策定業務委託プロポーザル方式実施要領

1. プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

大垣市雨水管理総合計画策定業務委託（以下「本業務」という）

(2) 業務の概要

近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化や都市化の進展に伴い多発している浸水被害への対応を図るため、下水道により浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備方針を定める「雨水管理総合計画」の策定を行う。

また、定めた整備方針を既計画である「大垣市排水基本計画」及び「次期治水10か年計画」へ反映し、計画を改定する。

(3) 業務の仕様等

別紙「大垣市雨水管理総合計画策定業務委託仕様書」による。

(4) 履行期限

契約締結の日から令和8年2月27日まで

(5) 委託金額の上限額

60,000千円以内（消費税込み）

2. 提案資格に関する事項

- (1) 大垣市業者選定要綱（平成10年告示第144号）第9条に規定する有資格業者名簿に登録され、かつ、測量・建設コンサルタント等業務関係について登録が認められた者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11年4月1日制定）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月4日制定）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- (6) 平成27年度以降に下水道事業を実施する地方公共団体又は日本下水道事業団が発注した、浸水解析（対象面積6,000ha以上）を含む雨水管理総合計画など流域全体の計画策定に関する業務を受注した実績があること。

3. 提案手続に関する事項

(1) 担当部課

〒503-8601

岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市建設部治水課改良G

電 話 0584-81-4111 (内線2632)

(2) 提案書の提出者の資格の確認

本プロポーザルに参加する者（以下「提案意向者」という。）は、提案意向申請書（第1号様式）及び添付書類を提出すること。提案意向書により提案資格の審査を行い、提案意向者全員に対し結果を通知する。

ア. 提出書類

- ・ プロポーザル提案意向申出書（第1号様式） 1部
- ・ 企業概要 1部
2の（1）について、登録状況が確認できる書類を提出すること。
- ・ 誓約書 1部
2の（2）～（5）について、資格条件を満たすことの誓約書を、代表者印押印のうえ提出すること。
- ・ 受託経歴一覧 1部
2の（6）について、受託経歴が確認できる書類を、契約書の写しやテクリスなどの実績や内容を証明できる資料を添えて提出すること。

イ. プロポーザル提案意向申出書の提出期間

令和6年8月20日（火）から令和6年9月10日（火）まで（休日を除く。）

午前9時から午後5時まで

持参又は郵送のいずれかにより受け付ける。ただし、提出期限において書類に不備がある場合、時間までに到着していない場合は受け付けない。

ウ. 受付場所

3の（1）に同じ。

エ. プロポーザル提案資格確認結果通知の期限

令和6年9月17日（火）

(3) 提案書提出の期限、場所及び方法

ア. 提出書類

- ・ 提案書 正本1部、副本14部 計15部

イ. 提出期限

令和6年9月24日（火）まで（休日を除く。）

午前9時から午後5時まで

ウ. 提出場所

3の（1）に同じ。

エ. 提出方法

持参又は郵送のいずれかにより受け付ける。ただし、提出期限において書類に不備がある場合、時間までに到着していない場合は受け付けない。

オ. 提案書の構成

- ・ 提案書（第４号様式）
- ・ 提案資料
- ① 実施方針、作業実施フローをＡ４用紙各１枚以内に整理し、提出すること。
- ② 次のテーマについて、Ａ４用紙２枚以内に整理（片面印刷）し、長辺２点をホチキス止めして提出すること。なお、提案資料は図示する等して、わかりやすく簡潔にまとめること。

（テーマ）

「段階的対策計画の策定方法について」

雨水管理総合計画策定ガイドラインでは段階的対策計画を策定するのに、明確な手法が定められていない。大垣市ではこれまで治水１０か年計画にて浸水対策事業を行ってきたが、これまでの計画をふまえて次期治水１０か年計画を策定するにあたり、効率的かつ実現可能な段階的対策計画の策定方法について提案を求める。

- ③ 上記テーマに関する提案とは別に、雨水管理総合計画策定にあたっての追加提案があれば、Ａ４用紙１枚以内に整理（片面印刷）し、長辺２点をホチキス止めして提出すること。

カ. 注意事項

- ・ 提案書（第４号様式）については、代表者印押印のうえ、正本のみ提出するもの。
- ・ 提案資料に業者名、ロゴマークその他提案者名を識別可能な表示をしないこと。
- ・ プロポーザル参加意向申出書提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに任意様式で「辞退届」を提出すること。

(4) 質問書

本プロポーザルに関する質問については、次の方法により受け付ける。

ア. 受付期間

令和６年８月２０日（火）から令和６年８月２７日（火）まで

イ. 質問書

質問書は任意様式とするが、次の事項を明記すること。

- ① 商号又は名称
- ② 担当者氏名
- ③ 連絡先（ＦＡＸ・電話）

④ 質問内容

質問内容は、実施要領等の項番号等を指定し、具体的に質問すること。
なお、実施要領等に関する提案については回答しない。

ウ. 提出方法

事務局（治水課）へ電子メール又はFAXにより提出すること。なお、質問書提出後には必ず電話により質問書到着の確認をすること。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：chisuika@city.ogaki.lg.jp

件名を「プロポーザルに関する質問」とし、質問書を添付して送信すること。

○ FAXの場合

FAX番号：0584-81-3302

A4版で表紙（日付・商号又は名称・送信枚数を明記）を付け、質問書を添付して送信すること。

エ. 質問に対する回答

令和6年9月3日（火）に市ホームページで公表する。

(5) ヒアリングの予定日時及び場所等

ア. 予定日時

令和6年10月9日（水）午前9時から午後5時まで

イ. 予定場所

大垣市役所

ウ. ヒアリング内容

- ① ヒアリングに参加する提案者は2名以内とする。
- ② プレゼンテーションは20分以内とする。
- ③ プレゼンテーション後10分間、質疑の時間を設ける。
- ④ プレゼンテーションは提案意向申出書の受付順に行う。

エ. 注意事項

- ・ ヒアリング中は業者名を明示しないこと。
- ・ プレゼンテーションは提出した提案書を用いて行うこと。
- ・ 提案書以外の資料を新たに提出、提示することは認めない。

(6) 受託候補者を特定するための評価基準

評価項目	評価点
1. 実施方針	20
2. 作業実施フロー	20
3. 技術提案	40
4. 追加提案	20
合計	100

(7) 評価が同点となった場合の措置

各提案の評価点数が同点となった場合は「3. 技術提案」と「4. 追加提案」の合計点が高い提案者を上位とする。それでもなお順位が決定できない場合は、評価委員長が上位の提案者を決定する。

(8) 要請手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) 注意事項

評価委員会が1位とした者が、契約締結までに提案資格を満たさないことを認めたとき、又は契約交渉が不調となったときは、次の順位の者と契約交渉をする場合がある。

4. プロポーザル方式のスケジュール

本プロポーザルは原則、次の日程で行うものとする。

令和6年 8月20日 (火)	プロポーザル実施の公表 (HP で公開)
令和6年 8月27日 (火)	質問書の受付締め切り
令和6年 9月 3日 (火)	質問書の回答
令和6年 9月10日 (火)	提案意向申請書の提出期限
令和6年 9月17日 (火)	提案資格確認結果の通知期限
令和6年 9月24日 (火)	提案書提出期限
令和6年10月 9日 (水) (予定)	評価委員会 (ヒアリング及び評価)
令和6年10月 下旬 (予定)	受託候補者選定結果の通知

5. その他

ア. プロポーザルに参加する一切の経費は、提案意向者の負担とする。

イ. プロポーザルで使用した提出書類は返却しない。

ウ. 提出後の記載内容の追加、修正は認めない。

エ. 今回のプロポーザルは、優れた受託候補者を選定するために実施するものであり、契約締結後はその受託候補者の提案内容に拘束を受けないものとする。